

中小企業代金支払保障条例に伴う中国自動車メーカーの方針に関して

「中小企業代金支払保証条例」が 2025 年 3 月 24 日に中国国務院より公布されました。中小企業の権利を守り、ビジネス環境の最適化を図るために、政府機関や大手企業の中小企業への支払条件について規定しており、2025 年 6 月 1 日から施行となります。

具体的には、政府機関が中小企業へ商品代やサービス代を支払う場合に、交付日または検収合格日から 30 日以内（別途契約を締結すれば最大 60 日以内まで延長可能）、大企業の場合は 60 日以内の支払期限を定めています。支払は現金を基本とし、手形や売掛金など非現金支払とする場合は明確に契約を締結する必要がありますが、中小企業に強制することや、支払期限の延長をすることは禁止となります。

これを受けて、賽力斯集団（セレス）、吉利汽車集団、東風汽車、BYD、奇瑞汽車（Chery）、小鵬汽車（Xpeng）等中国の自動車メーカー各社がサプライヤーへの支払期限を 60 日以内とする方針を表明しています。

従来、大手企業がその地位を利用し、現金化できるまでの支払条件が 360 日前後のようなケースも散見されており、取引関係を維持するためには多額の資金が必要になることが、中小企業の経営状況に大きな影響を与えていました。こうした商習慣は、日系企業が中国企業向けの販路を拡大することを躊躇する理由の一つともなっています。

今後、大手企業はこれまでの支払条件を大幅に短縮する必要があるため、それに見合った資金を確保することが求められることになり、資金調達に伴う経済的負担が増大することになります。

ちなみに、いずれも連結ベースの公開情報ですが、

トヨタ自動車（2025 年 3 月期）年度売上：48 兆円、営業債務：5.5 兆円

BYD（2024 年 12 月期）年度売上：約 15.5 兆円（7,771 億元、1 元＝20 円換算）、買掛金＋支払手形：約 4.9 兆円（2,440 億元、1 元＝20 円換算）

と、売上の規模が 3:1 に対して、営業債務はほぼ同規模となっています。

本条例が、中国経済に対して良い影響を与えることを、期待したいところです。

フェアコンサルティング中国

（正緯企業管理諮詢（上海）有限公司）

北京分公司 北京市朝陽区農光南里 1 号楼龍輝大廈 12 楼（創富港）12002 室 電話：+86-131-6731-4021 担当：坂林（SAKABAYASHI） mi.sakabayashi@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園區旺墩路 135 号融盛商務中心 1 号 2113 室 2122 单元 電話：+86-512-6255-0697 担当：高橋（TAKAHASHI） mi.takahashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店（上海）601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：栗村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華区双慶路 10 号華潤大廈 32 層 3243 室 電話：+86-28-6115-7211 担当：大浦（OURA） da.oura@faircongrp.com

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

広州分公司 広州市天河区珠江新城花城大道 68 号环球都会广场 1710B 室 電話：+86-20-8559-9936 担当：米田（YONEDA） ka.yoneda@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：米田（YONEDA） ka.yoneda@faircongrp.com
--	--

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。